

## 平成28年度 第1回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成28年5月26日（木）9時30分～11時50分
- 2 場 所：大洲防災公園管理事務所2階 会議室
- 3 出席者：磯部委員、上田委員、植野委員、内野委員、大井委員、小原委員、  
加藤委員、金委員、木下委員、高木委員、田上委員、武田委員、富岡委員、  
中里委員、永井委員、長坂委員、中村委員、西口委員、西村委員、廣田委員、  
保戸塚委員、松尾委員、森田委員、山崎委員  
事務局：市川市 障害者支援課（佐々木課長、渡辺主幹、新正主幹、池澤主幹、  
石田主査、廣田主任主事）  
市川市 発達支援課（野口主幹）  
市川市 障害者施設課（鷺沼課長、福地主幹）  
地域防災課（水野副主幹）  
傍聴：2名
- 4 議 事：
  - (1) 開会
  - (2) 障害者支援課長あいさつ
  - (3) 会長・副会長の選出について
  - (4) 会議の進め方について
  - (5) 防災に関する勉強会
  - (6) 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
  - (7) 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について
  - (8) 今年度の進め方について
  - (9) その他
  - (10) 閉会
- 5 提出資料：
  - (1) 市川市自立支援協議会委員名簿
  - (2) 相談支援部会委員名簿
  - (3) 生活支援部会、地域生活支援拠点あり方検討会委員名簿
  - (4) 就労支援部会委員名簿
  - (5) 市川市自立支援協議会の運営に関する要綱
  - (6) 相談支援部会資料（資料1）
  - (7) 生活支援部会資料（資料2）

- (8) 就労支援部会資料（資料3）
- (9) 障害者団体連絡会資料（資料4）
- (10) 市川市自立支援協議会の関係図（平成28年度案）及び  
平成28年度 こどもの発達支援について（資料5）
- (11) 基幹相談支援センター資料（資料6）  
基幹相談支援センターと地域生活支援拠点のイメージ（資料6）
- (12) 平成28年度 市川市自立支援協議会 開催スケジュール(案)（資料7）
- (13) 障害者週間および里見祭について
- (14) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領（案）
- (15) 市民後見人養成講座の案内資料
- (16) 市川スマイルブック（市川市障がい児支援事業所ガイドブック）
- (17) 市川どれみブック（市川重症心身障害児者支援事業所ガイド）
- (18) 第2次いちかわハートフルプラン【市川障害者計画（第3次実施計画）・第4  
期市川市障害福祉計画】
- (19) 市川市地域防災計画（震災編）概要版
- (20) 市川市洪水ハザードマップ

【開会 9時30分】

【議事（1）開会】

- 事務局（新正主幹）により開会宣言。  
連絡事項、朝比奈委員欠席の報告。

【議事（2）障害者支援課長あいさつ】

- 佐々木課長より、あいさつ

事務局 本日は議事が多いため、平成28年度の第一回ですが、自己紹介は席次表と名簿にて代替させていただきます。それでは議事に入らせていただきます。

【議事（3）会長・副会長の選出について】

- 障害者支援課長が会長・副会長の互選のための仮の議長となって、会長の選出を行う。  
山崎委員を会長、朝比奈委員を副会長とする推薦がある。更に、高木委員を朝比奈委員とともに副会長とする提案がある。

（異議なし）

山崎委員が会長、朝比奈委員と高木委員が副会長となる。

山崎会長よりあいさつ

私は権利擁護に関する事業と地域福祉を進める業務を行っています。障害がある方のために、地域の市民の皆さんと一緒に福祉を進めていきたいと思っております。また、市民後見人の養成事業も、本年度は市川市の委託事業として行っています。既に30人近い申し込みがきています。後見人は、ご家族がやるイメージだと思いますが、今はさまざまな事情から7割くらいが第三者の後見人です。一方で、専門職の後見人が残念ながら不祥事を起こすことがあります。トラブルや不祥事を起こさないようにするために、市民の方にも勉強していただいて、一緒にチェックするというのが市民後見人の仕組みかと思っております。市民後見人制度については権利擁護の一環として、ご理解とご案内をいただければ嬉しいなと思っております。（資料15）

高木副会長よりあいさつ

はじめまして。和洋女子大学の高木と申します。厚生労働省では、補装具や居宅、施設の支援など、障害福祉のサービス全般を見ることができたかと思っています。今回初めて副会長に

選任していただきましたので、私の立場から厚生労働省に取材等いたしまして、皆さんにお伝えできたら良いと思っています。市川市とは里見祭、ハートフルツアーも一緒にやらせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【議事（４）会議の進め方について】

○事務局より、会議の公開・非公開及び会議資料・会議録の公開について提案。

「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」により、会議は原則公開とするが、協議を進めていく中で個人が特定できるものなどについては、傍聴者を退席させるなど、その時だけ非公開にする取り扱いとする。また、会議資料・会議録についても委員の実名を記載し、市のホームページ等で公開することを承認された。

#### 【議事（５）防災に関する勉強会】

山崎会長： 防災に関しては障害者団体連絡会において議論をいただいておりますが、本日は防災に関する勉強会としまして、市川市の地域防災課よりご担当の水野副主幹をお招きして、市川市における防災対策についてお話いただきたいと思います。

○危機管理室 地域防災課 水野副主幹

（資料… 市川市地域防災計画（震災編）概要版、市川市洪水ハザードマップ）  
日頃より皆様には、いろいろとご意見、ご要望をいただいている中で、できることは、進めていかなければと考えています。

お持ちした資料は市川市、地域防災計画（震災編）概要版です。内容については、ホームページで公開しています。災害に対しての備え、日頃から実施していただくことや、災害発生後の対応等が書いてあり、窓口や自治会等を通じて配布しています。詳しい内容や防災についての講演等のご希望があれば、実施することは可能かと思えます。

防災拠点に関しては、現在市内 39 か所の小学校に小学校区防災拠点を置き、そのうちの 26 か所では、協議会を立ち上げ、平時から学校と自治会、市職員が連携を図り災害時の対応について協議を行っています。また、避難所運営については、自治会など地域の方々に運営していただくというのが、現在の市の考え方です。災害時に避難所で持ち上がった問題などは、話し合いで解決しながら、防災拠点と連絡を取り合い、災害対策本部へ連絡をして支援物資等の手配などをしていきます。福祉の部分では、避難所が設置されたとき、要支援等関係する方々の部屋を避難所の中に設ける予定です。状況に応じて、そこでの生活が難しい場合は、市内に福祉避難所を開設したり、市が協定を結んでいる社会福祉法人の施設をお願いをする予定です。ただ、何人入れるかという人数は決めていません。被害状況を確認し、受け入れ側と連絡調整をしていきますので、避難所ができて

すぐに福祉避難所が設置されるというものではないとご理解いただきたいと思  
います。過去の災害でも被災直後には、人員不足や物流の停滞があり、全てがい  
っぺんにはできていません。そのため、市川市では健常者の方も障害のある方も、  
高齢者も児童も、まずは避難所に避難をしていただいて、情報を収集、把握をし  
て手話通訳者の派遣など必要支援を行う予定です。

避難行動要支援者名簿登録制度については、個人情報を書きたくないという意見  
もあり、また更新がされていない等で、昨年の大雨の時にうまく活用されなかつ  
たということがあります。今後は、実情に合わせて、名簿の更新、制度の内容など  
を関係する各課が集まり、再度検討する作業を始めたところです。

洪水に関しては洪水ハザードマップが更新されておりますので、ご確認ください。  
ゲリラ豪雨以外の雨による災害は予測がつくので、早めの準備をお願いします。  
今後も連携とご協力をよろしくお願いいたします。

山崎会長： ありがとうございます。本市における防災対策についてお話いただきました。  
ご質問等があるかと思いますが、本日は議題も詰まっておりますので、今後は障  
害者団体連絡会を中心にご協議いただきたいと思えます。

植野委員： 一つだけ申し訳ありません。障害者団体連絡会の役員ですが、いつでも遠慮なく  
講演に呼んでほしいというのはありがたいです。ただ、過去三年間、要望に対し  
て障害者団体連絡会でまとめてほしいという答えしかこなかった。そういったと  
ころの配慮をお願いします。

山崎会長： それぞれに障害の特性があるので、要望に関しても受け止めていただきたいとい  
うことですね。

水野副主幹： 私どもも障害の特性を理解するために実際に支援を実施している市町村に出向  
き勉強しているところです。やれることと、やれないことの確認もあり、今すぐ  
に全てを解決することは難しいですが、それぞれの障害に応じての対策ができる  
ように取り組んでおります。他部署との調整を図りながら進めていきたいと思  
っております。

植野委員： 団体ごとに個別ヒヤリングをぜひお願いしたい。

水野副主幹： 個別ヒヤリングは実施していかないといけないと思っておりますので、障害者支  
援課を中心に考えていかなければいけないと思えます。

木下委員： 障害者団体連絡会は、以前から防災については力を入れており、今後はプロジェ  
クトチームを作り、危機管理課、地域防災課と具体的な話をしていきたいと思  
っています。植野委員がおっしゃったとおり、障害者団体とはいえ障害の特性はば  
らばらなので、意見集約できるかという問題はあるので、個別に意見を聞いてい  
ただくという場面は必要になってくるかと思えますが、意見交換の場、そちらの  
プロジェクトへの参加をよろしくお願いいたします。

また、水野さんのお話は「誰々」とか「調整して」とか非常にあいまいな表現を  
されることが多いのですけれども、もちろん調整は大変かと思えますが、より具

体的にスピーディーに、早くいろいろなことを決めていただいて、アナウンスしていただけたらと思います。

水野副主幹：わかりました。プロジェクトへの参加は検討させていただきます。内部の方でまとめない限りは皆さんと話し合いもできないと思っておりますので、まず調整を図らせていただいております。私ども危機管理室で全てやれることではないので、調整と言わせていただいております。私の一言で「やります」と言えるのであれば言いたいのですが、状況的に難しいことや、今すぐ返答できないことに関しては「調整させてください」とか「もうしばらくお待ちください」とお答えするしかできないのが事実です。災害時に皆さんが少しでも早く元の生活が送れるようにと考えて動いておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

山崎会長：ありがとうございます。出来得る限り前向きに検討して頂けるということです。資料の市川市防災計画（概要版）の12ページに市川市地震防災アプリというのがあり、インターネットに繋がっていなくても最寄りの避難所が確認できるとあります。情報に関して、皆さんなかなか得るのが難しいという障害がある方はいらっしゃると思いますが、こういうものも活用されてははいかがでしょうか。それでは次の議題にうつります。

#### 【議事（6）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長：市川市の自立支援協議会はお手元の関係図にあるように、相談支援、生活支援、就労支援の専門部会でそれぞれの領域ごとの課題の議論、取り組みをしております。今回新たな委員の方もいらっしゃるので、そのあたりも踏まえ報告をお願いいたします。それではまず、相談支援部会からお願いします。

内野委員：（相談支援部会報告 資料1参照）

山崎会長：ありがとうございます。基幹相談支援センターについては、後程説明があるかと思っております。では、生活支援部会をお願いします。

磯部委員：（生活支援部会報告 資料2参照）

山崎会長：ありがとうございます。続きまして就労支援部会、お願いします。

西村委員：（就労支援部会報告 資料3参照）

廣田委員：（就労支援部会報告 資料3参照）

山崎会長：ありがとうございます。続きまして障害者団体連絡会、お願いします。

大井委員：（障害者団体連絡会報告 資料4参照）

資料4の2ページ②民生委員、自治体啓発活動は自治会の誤り。訂正してください。⑤本会議での勉強会は、9月20日のほか、2月28日も実施します。内容は未定です。

山崎会長：ありがとうございます。自立支援協議会は障害者団体連絡会と対等な関係で専門部会を設置してその領域ごとの課題について検討を進めていると伺っております。

す。専門部会の周辺に位置付けられた会議体については、それぞれが独立性を持って自分たちの取り組みを進めながらも専門部会と緩やかな関係を持っているということを、皆さま方にもご理解いただければ有り難いと思います。ここまでのご報告を踏まえて皆様と意見交換をしたいと思います。いかがでしょうか。

植野委員： 障害者支援課の皆様に伺います。今の話の中で、例えば対応要領について、他の各市に於いては、できるだけ障害者団体、個別にヒヤリングをしてまとめておられます。前にも話しましたが、防災についても要望を出してもなかなか答えをいただいていないという状況があります。まとめてくださいという答えだけです。ですから、対応要領についても、それぞれ個別ヒヤリングをし、改めて団体連絡会の意見を聴くなどのプロセスを、改めてお願いしたいというところです。

千葉県では、障害者差別禁止条例の中に情報保障ガイドラインというものが位置付けられています。平成22年に出されておまして、各市町村に参考にしていただきたいという話も出ております。今私たちは資料をいきなり頂いて、見ながら探しながら、両面コピーで節約には有り難いですが、手話通訳は見れない状況で資料を見なければならぬ。前もって読むというのも簡単ではないので、視覚障害者の方にはガイドライン、聴覚障害者には、前もって送るとか、またわかるように整理をする。そういったこともガイドラインに書かれてありますので、配慮をして頂きたいと申し上げております。対応要領の中に留意事項まで付帯した形で、情報保障に関することが細かく記入されている市もたくさんあります。市川市の場合は残念ながら、ほとんどそれが外されていますので、改めて繰り返しますが、個別の団体ヒヤリングをし、障害者団体連絡会にもヒヤリングをするということを丁寧をお願いいたします。

山崎会長： はい。会議の資料に関しましては、今おっしゃったことに配慮していかなければならないと思いますので、事務局の皆さんと相談して、それぞれの部会の皆さんが提出される資料もありますので、なるべくご要望に沿えるようにしていくのが良いかと思っております。事務局の方はいかがですか。

池澤主幹： 対応要領につきましては、この後ご報告をさせていただきたいと思っておりますが、植野委員からご指摘いただいた点だけお答えしたいと思います。障害のある方へのヒヤリングにつきましては、例えば事業を新たに実施、見直す時や、あるいは障害者計画を作成するなど障害のある方のニーズを、施策に反映させる必要があるときに適した方法と考えております。一方、この度の対応要領に対しては、庁内の職員に対して差別的対応を行わないよう、また必要な合理的配慮を提供するようなガイドラインのようなものですので、むしろ文章で意見を出せるパブリックコメントのような手法の方が有効と考え、このような形にしております。ご理解いただければと思っております。

また、情報保障のガイドラインについては、もちろん作成に当たり参照させていただいておりますし、対応要領の留意事項の中にも一文、ガイドラインを参考に

することということ盛り込んでおります。本市の対応要領は、県の対応要領をモデルに作成しております、ガイドラインを踏まえたものになっているかと思っております。その点からもご了解をいただければと思います。

植野委員： そうではなくて、千葉県の場合はまず個別の団体にヒヤリングをし、そして案として再度提示した上で、パブリックコメントにかけているというプロセスがあるわけです。他の市もそのように努力しておられます。パブリックコメントを見てほしいとおっしゃいますが、パブリックコメントなどを見ることできない、メールも使えないといったような高齢障害者もいますし、苦手な方もいます。そのような方にも配慮を頂きたいとお願い申し上げているのです。

池澤主幹： 植野委員のおっしゃることは、よくわかりましたので、一旦受け止めさせていただいて検討いたします。ありがとうございます。

山崎会長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問はございませんか。

#### 【議事（7）基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について】

山崎会長： それでは、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

渡辺主幹： （資料6に基づき説明）

山崎会長： ありがとうございます。ここで質疑、意見交換に入る前に高木副会長からコメントをいただきたいと思っております。また、もうひとり、既に基幹型支援センターへくるで、この部分の実務を担っていただいている長坂委員にもご意見をいただけたらと思っております。

高木委員： 地域生活支援拠点のイメージがわかりづらいということがあると思っております。地域で暮らす中でさまざまなことが起こる。例えば、家で暮らしているけれど、症状が不安定で緊急な状態というようなときに、相談や受け入れ等を事業所の壁を越えて対応するというような発想からできたものと認識しています。そういう働きをするためには、市と組んでいかなければならないし、基幹相談支援センターと一緒にやっていくという、市川市の考え方は、それはそれでいいのではないかと思います。また、既にえくるがやっている事業を拡充していくという方向性もいいのではと思っております。

長坂委員： 基幹型支援センターへくるの長坂です。よろしくお願いいたします。平成21年からえくるは3障害対応のワンストップ型の相談窓口を行っており、どちらかというとアウトリーチ型を重点に置いてやってきました。それを拡充してネットワークづくり等も含み入れたものが基幹相談支援センターになっていくのだろうと解釈しています。人員体制について、現在は常勤の相談員3名と事務員1名、

計4名体制で行っています。非常勤の方が2名おりますが、もう少し厚い人員構成ができて、市内各所に分散できることが望ましいと我々は思っております。えくる立ち上げ時と同じように、相談支援部会、自立支援協議会が検討を重ねた上で相談支援部会や自立支援協議会の後ろ盾がある形で、基幹相談支援センターができれば心強いと感じておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

山崎会長： ありがとうございます。現状どういった取り組みをされて、今後どうなっていくと、この基幹相談支援センターがさらに拡充していけるのかというご提案でした。それでは、皆さま方のご意見はいかがでしょうか。

富岡委員： 精神障害を持つ当事者の立場から言わせていただきますと、例えば統合失調症で症状が悪化することがありますが、「家族が対応できない。一人暮らしも難しい。」となると病院に行くことが多いです。要するに家か病院しかなかったわけです。それが、この地域生活支援拠点のような泊まれる場所ができると、当事者としては有り難いなと思います。一晩泊まれば症状が落ち着くのか、入院して継続的治療が必要なのかは、もちろん医師が判断することなので簡単には言えませんが、家と病院の他に、第3の場所があるということは、とても助かることです。

山崎会長： ありがとうございます。地域生活支援拠点における「泊まれる場所の確保」ということを前向きに捉えているというご意見でした。

植野委員： 二つ確認させていただきたいことがあります。まず、基幹相談支援センターは民設民営なのか、民設公営なのか、公設公営なのか、運営形態についてどのような構想をお持ちなのかを教えてください。  
もう一つは、差別解消法に伴う合理的配慮、行政に於いては義務規定となります。それによってどちらになるのか。公設なら対応要領によって義務規定になるのか。そのあたりがわからないので教えてください。

山崎会長： 現在想定している状況で構わないと思いますので、事務局いかがでしょうか。

渡辺主幹： はい。ご質問ありがとうございます。富岡委員のご意見につきましては、生活支援部会等で検討させていただきたいと思います。

植野委員のご質問に関してですが、市で実施しなければいけない障害者に関する相談を、委託していくというような位置づけで現時点では検討しております。委託で実施になった場合は、委託されたセンターが対応要領で義務規定になるのかは、申し訳ありませんが現時点では精査しておりません。進めていくなかで確認をしていきます。

植野議員： 情報障害ということがありまして、どちらになるのかを伝えていく義務が我々にはありますので教えてくださいということですが。

渡辺主幹： 了解いたしました。進めていくなかで、はっきりしていくように努めたいと思います。

- 山崎会長： ありがとうございます。他の皆さんはいかがですか。この件はそれぞれの部会でも検討されていることなので、そのご意見もこの場でお話しいただいた方が良くかと思いますが、いかがでしょうか。
- 渡辺主幹： この件につきましては、生活支援部会からは磯部委員、森田委員が積極的にご意見を出してくださっていますのでお願いします。
- 磯部委員： 生活支援部会では、地域生活支援拠点について、住み慣れた地域で障害のある方が安心して生きていくためには、具体的にどんなことを準備していったらいいのかを学んでいるところです。各障害の方々の緊急とはどんなことか。既存の事業の中で出来ていることと、出来ていないことをカテゴライズし、出来ていないことについては横繋がり各事業所、フォーマル、インフォーマルを含めて、機能を分担していくようなネットワークづくりを今後していきたい。そのような具体的なイメージにしていくための抽出作業をしているところです。
- そこで、構想の基幹相談支援センターのコーディネーターですね。フリーで動ける方がいないと繋ぐ役目をする人がいないわけです。今、相談支援事業所は相談支援で手いっぱいだと思いますので、フリーで動けるコーディネーターがいるといいなとイメージしています。それを皆さんと共有していかないと具体的には進まないのです、よろしくお願いします。
- 森田委員： この地域生活支援拠点の構想が出た時に、すごいことだなと。市川市の北と南、各3障害に一つずつ出来たら地域の暮らしが豊かになり安心できるなと思いましたが、それは現実不可能なことはわかりきっています。国はこの事業に対して、全ての機能を網羅した施設を一つ建てるのであれば、施設整備費として補助金を優先的に出すということですが、優先的というのも確実ではないですし、運営面はそれぞれの制度を活用して収益を出してくださいということです。ですから、これを全部やりますという事業所が出るかということ、なかなか難しいと感じています。この機会に今までのいろいろな地域の課題を整理していくには、いいチャンスだと思います。今はできることとして面的な整備、持っている機能を強化するためにどうしたらいいかを具体的に検討しています。そこで地域生活支援拠点の構想がありまして、えくるは市川の大切な資源ですし、市川市の相談支援のニーズは高いので、機能を拡充して市川市の相談支援を担ってくれるのは本当に有り難いと思います。ぜひ、えくるの人員を増員して頂きたい。そこに生活支援拠点の相談コーディネートを担う人を面的整備の一つとして、えくるの中に配置して頂けると非常にいい方向に行くのではないかなと考えています。
- 山崎会長： ありがとうございます。ご自分たちの事業所も含めて、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの、どの辺の部分になっていくのかアセスメントの途中だというお話だったと思います。一方で市川市の考え方として、第2次いちかわハートフルプランにあるとおり、この二つの機能については平成29年度に作るということが書いてあるので、えくるの機能を拡充していくのがいいのか、今足りな

いものを評価してフォローしてほしいなど、非常に現実的なお話が出てきたと思います。

他の委員はないでしょうか。

西口委員：今回初めての参加で私の発言が、この趣旨に合っているのかわからないのですが、そこはご容赦いただきたいと思います。基幹相談支援センターが出来て、えくるが役割を担っていくということはわかるのですが、重心の場合は医療に係わることが不可欠になっております。その医療との連携ということが、民間努力なのか、個人努力なのか、また、そういったことに対して市からのバックアップはないのだろうかとても不安に思っているところです。現実、市川市内の病院で重度心身障害児を診てくれる病院があまりなく、市外に行っているという現状です。そこで、緊急時の対応はどこかの医療と繋がっていて、最初の判断をして頂ける場所があるということが、この中に含まれるといいと思います。

山崎会長：ありがとうございます。医療連携のあり方で、今のえくるの機能は個別のケースで必要があれば、医師をご家族と一緒に探すことはあると思いますが、一步進んで日常的に医療機関と理解を深める活動をするとか、コーディネーターとして定期的な会議体を持っていくとか、そういう機能が求められるし、医療のトラブル等にも対応できる体制づくりを進められる機関になってほしいということですね。非常にいいご提案だと思います。他にはいかがですか。

植野委員：コーディネーターについて、様々な情報を充実した形で把握できる人材であることが、重要な役目だと思います。数年前、医師会の会長の報告書を拝見しましたが、障害者の団体にヒヤリングをするなど非常に前向きな医師です。そのような方に繋ぐ等、社会資源に対してアンテナを確保することも大事かと思います。

山崎会長：過去の経験からも学んでほしいといったご意見だったと思います。ありがとうございます。他には。

田上委員：市は公設公営の施設を民間移譲する動きになっていますが、梨香園は新しい場所に施設を作り、民間法人に委託するようなことを聞きました。そういう場所にも相談窓口や地域拠点由市の力で付帯設備として広めていただきたいと思います。また、市川市全域にえくる1か所で十分なのかという気がします。人を配置することも必要ですし、場所を増やすということも絶対的に必要なのではと思います。これに関して国からは、こうなさいという図だけ示されているだけで予算的なことは書かれておらず、地方自治体に丸投げです。行政間だけの申し入れでは厳しいものがあって、言いたくはないですが、議員などに活躍してもらわないとこれはなかなかできないと思います。この地域生活支援拠点というのは、田舎の方では建物ひとつ建てるのは簡単にできて、そこに宿泊場所などを付帯してやりましょう、というのが始まりだったと思います。それを日本国中にととなると、都市部ではそのやり方はできないので「面的整備でいいです」という厚生労働省の逃げなんだと思います。それに対して、都市部の事業者の人たちはそれぞれが力を

發揮して、障害のある方が地域で安心して暮らせるように、システムを作ろうと動いていただいています。ただ、善意と実績払いだけではなかなか成り立たない。先ほどの森田委員のお話で、施設整備の予算がつくという話がありましたが、既にあるところにはその補助はない。あとは人をどう配置するかですから、せめて運営費でも考えていただかないと。この制度はいいものだと思いますが、なかなかスタートも難しい状況だと思います。これはもう一度、国へ「本当にやる気があるのなら裏付けを考えてほしい」と議員、法曹を通して申し入れをするくらいの手を打たないと駄目なのかなという気がします。

山崎会長： ありがとうございます。一つ目は、現在市川市が進めている施設の運営の中に、活用できるものがあるのではないかと、とても具体的なお提案でした。二つ目は数の問題で、南北に長い市川市に1か所では少ないのではないかとということでした。三つ目は、こういう仕組みを作っていくに当たって、自分たちの現場での努力も大事だけれども、志を同じくする方にご協力をいただく方法を広く考えていかないと、自分たちの努力だけではなかなか難しいぞという、私たち委員全員に対するメッセージだったと思いました。

この話題については、これからも部会を通じてかなり細かいところまで事務局と話し合いをしながら提案していく予定ですし、また本会議でも進捗の状況を逐次報告することになっていたと思いますので、お気づきの点は部会、あるいは本会議でもご意見を頂戴したいと思います。

#### 【議事（8）今年度の進め方について】

山崎会長： それでは次に参ります。自立支援協議会の本年度の進め方について事務局からスケジュールを提出して頂いております。お願いします。

事務局（障害者支援課 石田主査）：

（資料5に基づき説明）市川市自立支援協議会は三つの専門部会を置き、具体的な協議を進めていきます。また、障害者団体連絡会とは対等な関係という位置づけです。行政（事務局）は、障害者支援課、障害者施設課、子ども政策部の発達支援課の3課で担っています。昨年度との大きな違いが一つございまして、重心サポート会議が今までは生活支援部会の下に位置付けられておりましたが、本年度から相談支援部会の方へ変わっております。これは案ですが、ご了承いただければ本年度はこの形で進めていければと思っております。それと、資料5の裏面をご覧くださいと思います。28年度のこどもの発達支援についてですが、こちらも本年度からの変更がありますので、発達支援課からご説明させていただきます。

事務局（発達支援課 野口主幹）：

（資料5裏面に基づき説明）今まで発達支援課が開催してきた会議で、こども発達支援会議がございました。これは市役所の中のこどもの支援に関する関係機関

が集まってこどものことについて会議を進めていくものでした。これを拡大した形で本年度から障害児支援連絡会の方と、重心サポート会議の方に加わっていただいて、民間の方々を含めて広く意見を聴いていく場として新しくリニューアルをさせていただくということになっております。障害児支援連絡会と緩やかに連携をさせていただきながら、議題について精査させていただき展開をさせていただく予定でいます。本年度は既に発達支援課の方で市長の施政方針で出ております「ライフサポートファイル」の作成が大きな一つの事業となっておりますので、具体的な意見を聴く場として、こども発達支援会議を利用させていただきたいと考えております。

事務局（障害者支援課 石田主査）：

資料7をご覧ください。（資料7に基づき説明）本年度の会議のスケジュール案を示しております。自立支援協議会は例年、年4回開催となっております。資料には昨年度の実績で8月、11月、3月としております。日付は開催予定日となっております。この案でよろしければ、このような形で開催させていただきたいと思っております。

山崎会長： ありがとうございます。いくつかご説明ありました。このスケジュールに関しては、事務局としては昨年並みの開催ということですが、皆さんいかがですか。

森田委員： 先ほどの基幹相談支援センターの職員増員の話とか、自立支援協議会の決議を持って市川市に考えてきていただいたという経緯もあると思います。地域生活支援拠点事業についても、コーディネーターの配置など自立支援協議会の決議を持って、市川市に要望を出すといった流れを考えると、市川市としてはどういった時間で動いていくことが必要なのかを聞きたいと思っております。この流れだとちょっと遅れてしまうのではないかとともに思います。

山崎会長： 行政が事業を開始するとなると予算を審議し、議会を通過とかの流れを考えると、このスケジュールで間に合いますかというご意見だと思います。

事務局： もし委員の皆様、会長、副会長のご了承がいただけるのであれば、こちらのスケジュールを鑑みて自立支援協議会の時期を前倒して実施させて頂けたら有り難いと思いますが、よろしいでしょうか。

山崎会長： 具体的にはいつ頃が良いのでしょうか。

事務局： できましたら、8月の予定を7月中旬から後半のご都合の良い時期に集まっただけであれば、こちらでの意見を受け取って、その後の対応ができると思っております。

山崎会長： それでは、第2回を7月中旬から後半で開催ということで、皆さんご異議はありませんでしょうか。

一同： （異議なし）

山崎会長： それでは、第2回目は7月中旬から後半で開催です。よろしくお願ひします。

【議事（9）その他】

山崎会長： 次の議題に参ります。その他ということで、事務局から4点ほど報告があるそうです。

障害者施設課 鷺沼課長より公立障害者施設の民営化について現状を報告。

南八幡ワークスは、本年度4月から完全に民営化をいたしました。次に梨香園の状況は、2月10日に公募を行い、二つの法人から応募がありました。二法人ともに書類審査を通過し、プレゼンテーションによる第2次審査を行ったところです。6月上旬には運営法人が決定する予定です。なお、選考結果は市のホームページにて掲載する予定ですのでよろしくお願ひいたします。チャレンジ国分につきましては6月中旬に運営法人の公募を行います。こちらも市のホームページに掲載いたしますので詳細は、そちらでご覧いただきたいと思います。今後も自立支援協議会の皆様には、施設の民営化、あるいは施設のサービスや整備にご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

山崎会長： 続いてお願ひします。

事務局： 障害者週間および里見祭について、資料に基づき報告。

(渡辺主幹) ご協力をよろしくお願ひします。

山崎会長： 続いてお願ひします。

事務局： 障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領（案）について(池澤主幹) 資料に基づき報告。

障害者差別解消法におきましては、行政機関は国の基本方針に則して不当な差別的取り扱いの禁止、あるいは、合理的配慮の提供に関し職員が適切に対応するために対応要領を定めるように決められております。市川市も、できるだけ早い時期に定めるために庁内関係課で現在協議中です。皆様にお配りしたものは現在の案ですが、先ほど植野委員からのご提案がありましたので、その点も踏まえて今後のスケジュールについて検討していきたいと考えております。

それから、先ほど植野委員からご質問いただいた、基幹相談支援センターの委託の事業者についての取り扱いなのですが、国のQ&Aによりますと、委託、指定管理など、行政機関が設置する施設等を管理運営する事業者については、事業者の扱いになります。ですので、合理的配慮の提供は努力義務となりまして、この場合は福祉事業者になりますので、厚生労働大臣が示す対応指針によって対応していくこととなります。

山崎会長： ありがとうございます。先ほどのご質問のご回答も頂けたと思います。次、お願ひします。

事務局： 市民後見人養成講座について、資料に基づき報告。

(新正主幹) よろしくお願ひいたします。

山崎会長： 事業所の皆様も今後は必要な知識と思っておりますので、事業所の力量向上にもなるか

と思います。どうぞよろしく願いいたします。何点かご説明がありましたが、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

田上委員： 何点かホームページをご覧くださいという話がありましたが、すべての人がパソコンを扱える人ばかりではないと思います。何らかの方法で周知していただく方法を併せてお願いできないかなと思います。これからもまだ、公営の施設を民営化にしていかなければならないということなので、そのへんもよろしく願いします。

山崎会長： この点は、前向きに検討ということで事務局の方よろしいですか。

事務局： 了解しました。

山崎会長： それでは以上で本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

事務局： 長時間にわたりありがとうございました。次回は7月中旬から下旬の間に日程を調整し、開催させていただきます。後日皆様にはご連絡をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

#### 【議事（11）閉会】

山崎会長： ありがとうございました。本来なら新しい委員の方がみえているので、ご挨拶や活動内容を伺わなければいけないのですが、議事の関係で書面をもって代えさせて頂きましたことを深くお詫びいたします。平成28年第1回の自立支援協議会をこれで終了いたします。ありがとうございました。

#### 【閉会 11時50分】